

施行まで「あと 10 ヶ月」 (>_<) 今なら「マダ」大丈夫！

★☆☆軽減税率対象業種の新聞販売業、食品製造・飲食業の皆さまへ☆☆★
今、メディア等に取り上げられている消費税実施に伴い 8% もしくは 10% となります。今、一度その対応、対策についてご確認ください。

平成 30 年 12 月 5 日 (水)

内 容 13:30～14:00 新聞販売店
14:00～16:30 飲食店、食品製造・販売業

場 所 糸満市商工会 研修室

定 員 30 名程度

講 師 玉城智子(税理士)

申 込 書

※ご記入頂いた個人情報につきましては、本セミナー以外には使用致しません。

企 業 名		電 話	
参 加 者 名		FAX	

受講ご希望の方は、下記へ申込み下さい！

・・・ FAX 992-3544 ・・・

お問合せは ☎ 992-2816 担当(金城里美・金城沙織)